



草加市監査委員告示第2号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月19日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 切 敷 光 雄

1 監査対象部局

全部局室

2 監査対象事務

長期継続契約の運用状況等について

3 監査の目的

「草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の制定・施行から13年が経過し、制度導入当初に見込まれていた経済性の向上や導入による事務負担の変化及び業務の質の向上等について検証するとともに、今後新たに長期継続契約の対象となる契約案件の有無について調査を行い、長期継続契約制度の適正な運用に資することを目的に監査を実施しました。

4 監査の対象範囲

「草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定に基づき、令和元年5月1日現在、長期継続契約を締結しているもの及び「草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」第2条の対象となる契約のうち、平成31年度に年間契約を締結し、翌年度以降にわたり物品の借入れ又は役務の提供を受ける必要があるもの。

5 監査期間

令和元年5月30日（木）から令和2年2月13日（木）まで（講評を含む。）

6 監査の実施手続

長期継続契約の運用状況等について調査を行い、証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査の着眼点

- (1) 長期継続契約により経済性の向上は図られたか。
- (2) 長期継続契約により事務負担が軽減されたか。
- (3) 履行期間中における業務の品質の確保が図られているか。
- (4) 制度運用上の課題はないか。
- (5) 長期継続契約にできる契約はないか。
- (6) その他、別紙「行政監査の着眼点」のとおり。

8 調査等の結果

1 長期継続契約の概要

昭和38年の地方自治法改正により、第234条の3において長期継続契約の制度が新設され、電気、ガス、水の供給や電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約について、翌年度以降にわたり契約を締結することができるようになりました。

その後、平成16年に法改正が行われ、「その他政令で定める契約」が追加となり、地方自治法施行令第167条の17において「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」と規定され、長期継続契約を締結することができる範囲が拡大されました。

これを受け、本市では、平成18年3月に「草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下「条例」という。）」及び「草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領（以下「運用要領」という。）」が制定・施行されました。

草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（抜粋）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 庁舎管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領（抜粋）

（対象となる契約）

第2条 条例第1号に規定する契約は、コンピュータ、コピー機等OA機器、公用車、計測機器その他の物品を借入れる契約とする。

2 条例第2号に規定する契約は、次に掲げるもののうち、毎年4月1日から継続的に役務の提供を受ける必要があり、契約の相手方が同日からの業務における準備期間を必要とする契約とする。

- (1) 庁舎、施設等の管理業務（受付、電話交換等も含む）
- (2) 庁舎、施設等の清掃業務
- (3) 機械警備業務
- (4) 人的警備業務（庁舎、施設内の巡回等）
- (5) 前項に規定する借入れに付随する保守業務
- (6) 情報システムの運用業務、保守業務

II 調査等の結果

長期継続契約の運用状況等について

【調査対象①】

「草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定に基づき、令和元年5月1日現在、長期継続契約を締結しているもの

(1) 部局室別契約件数

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
市長室	6	0	6
総合政策部	9	6	15
総務部	15	0	15
自治文化部	4	3	7
健康福祉部	17	2	19
子ども未来部	10	22	32
市民生活部	21	3	24
都市整備部	5	1	6
建設部	12	0	12
上下水道部	12	1	13
会計課	2	0	2
市立病院	17	16	33
議会事務局	5	0	5
教育総務部	34	11	45
合計	169	65	234

今回の監査対象となる全部局室のうち、令和元年5月1日現在、長期継続契約を締結している件数は表のとおりです。

条例第1号の「物品の借入れ」に係る件数が169件、第2号の「役務の提供」に係る件数が65件で合計234件となっています。

第1号の「物品の借入れ」は、教育総務部が最も多く34件、続いて市民生活部が21件、健康福祉部及び市立病院が17件となっています。第2号の「役務の提供」は、子ども未来部が最も多く22件、続いて市立病院が16件、教育総務部が11件となっています。

(2) 契約期間

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
3年未満	3	6	9
3年	6	8	14
4年	15	9	24
5年	141	40	181
6年以上	4	2	6
合計	169	65	234

運用要領第4条に契約期間についての規定があり、第1号の「物品の借入れ」に係る契約期間は、「原則として5年以内とし、耐用年数や商慣習等を勘案し設定した期間」となっています。また、第2号の「役務の提供」に係る契約期間は、「原則として3年以内とする。ただし、機器の取付け、配線等を伴う役務の提供を受ける契約については5年以内、物品借入れに付随する役務の提供を受ける契約については当該物品の借入期間の範囲内で設定した期間」となっています。

第1号の契約については、概ね5年以内の契約期間となっています。6年以上の契約については、公用車の借上げ等で車両の法定耐用年数を考慮の上、契約期間を設定している事例がありました。

また、第2号の契約については、警備機器の設置工事等を伴う警備業務委託契約や電算機器の借上げに伴う保守委託契約により5年の契約期間となっている事例が多く見られました。

(3) 長期継続契約（年割額）と単年度契約額の比較

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
年割額 > 単年度契約額	0	0	0
年割額 < 単年度契約額	5	1	6
変わらない	0	0	0
不明	164	64	228
合計	169	65	234

長期継続契約をその契約期間で割返した金額（年割額）と長期継続契約締結以前に単年度契約を締結していた場合の契約額の比較について調査したところ、長期継続契約の導入から10年以上経過していること等から不明という回答が最も多くなりました。なお、それぞれの理由については次のとおりです。

[主な理由]

年割額 < 単年度契約額
<p>(建築設計業務管理システム・機器借上げ)</p> <p>導入の検討の際に、単年度契約と5か年契約を比較した結果、費用対効果が見込まれたこと。また、年度毎に機器の契約及び移行作業等事務作業の軽減が見込まれたこと。</p> <p>(草加市統計業務システム用地図データ賃貸借)</p> <p>複数年契約とすることでコスト削減が見込まれるため。</p> <p>(公用車借上げ)</p> <p>リース料には点検・車検のほか修繕費用が含まれるため、実際の費用の削減効果は大きい。</p> <p>(自動契印機借上げ)</p> <p>長期継続契約に移行した際、2つの契約を1つにまとめ導入機器を統一したため、契約金額が減少したものと考えられる。</p> <p>(警備業務委託料)</p> <p>長期にわたり警備に係る同一機器を使用すること、また他部署との一括契約になったことから年割額を抑えることができた。</p>
不明
<p>(防犯カメラ機器等借上げ (第二庁舎))</p> <p>業務開始当初から長期継続契約を実施しているため。</p> <p>(複合機借上げ)</p> <p>複合機は単年度毎に機器を更新する必要はないものの、一度導入すれば継続したメンテナンスが必要となることから、当初からメンテナンスを含めた長期継続契約を想定し、単年度契約は想定していない。</p> <p>(電話自動交換機借上げ)</p> <p>長期継続契約の導入から年数が経過しており、単年度契約額を把握していないため。</p>

(4) 事務負担の変化

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
増加	1	0	1
軽減	141	53	194
変わらない	27	12	39
合計	169	65	234

事務負担については、毎年度契約事務を行う場合、年度当初に多くの事務負担が見込まれますが、複数年分を一度に行うことにより、事務の簡素化・効率化が図られることから、事務負担の変化について調査したところ、約8割の契約で

事務負担が軽減したとの回答が得られました。なお、それぞれの理由については次のとおりです。

[主な理由]

増加
<p>(自動契印機借上げ)</p> <p>備品購入ではなく借上げの場合は、毎月、財務処理をしなければならないため。</p>
軽減
<p>(建築設計業務管理システム・機器借上げ)</p> <p>システム等の導入により、起案処理や予算執行計画及び設計図書等の作成が容易になったこと。また、課内業務の共有化が容易になったため。</p> <p>(複合機借上げ)</p> <p>メンテナンス契約を含めた長期継続契約とすることで、同一機器を複数年度にわたり使用できるため、操作方法の習得が容易であり、また、不具合等が生じた際も貸主が対応することができるため。</p> <p>(郵便料金計器借上げ)</p> <p>操作要領等の周知、熟知を図ることができ、担当職員が操作方法等を教える負担が軽減される。</p> <p>契約事務の効率化が図られる。</p> <p>(和舟艇庫警備委託)</p> <p>積算、仕様作成、入札、契約等の事務や、受託業者交代に伴う事務を毎年度行う必要がなくなることから、事務負担が大幅に軽減した。</p> <p>(警備業務委託)</p> <p>契約事務に係る業務量の縮減が図れ、また、警報装置等の入替が簡略化されることで会館利用者への影響を最小限に抑えることができているため。</p>
変わらない
<p>(グループウェア導入・保守運用業務委託)</p> <p>当初から長期継続契約であるため事務負担比較はできない。</p>

(5) 業務の質の向上

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
向上した	61	20	81
低下した	0	0	0
変わらない	108	45	153
合計	169	65	234

長期継続契約の導入により、同一の機器を長期間借り上げることで、操作要領

等が各職員に周知されることや、受託者の長年の経験の積み上げにより委託業務の円滑な遂行が図れると思われることから、実際に業務の質の向上が図られたかについて調査をしたところ、第1号、第2号ともに「向上した」「変わらない」のいずれかの回答となり、「低下した」という回答はありませんでした。なお、それぞれの理由については次のとおりです。

[主な理由]

向上した
<p>(市民活動センターパソコン機器借上げ)</p> <p>5年間を通して同じ物品を扱うので、操作、維持、管理における知識のノウハウが蓄積される。</p> <p>(自動血球計数CRP測定装置借上げ)</p> <p>当該機器は高度管理医療器であるため、専門業者による定期的な保守点検が必要不可欠であり、長期継続契約の導入により、安定的な管理を行うことができるため。</p> <p>(警備業務委託)</p> <p>施設管理を委託している業者との連携が密になり、緊急時の対応における情報連絡がスムーズになることが期待できる。</p>
変わらない
<p>(旅券窓口監視カメラ借上げ)</p> <p>導入当初から安定した事務処理（映像録画等）を実施している。</p> <p>(公用車借上げ（三次）)</p> <p>長期継続契約は借上げ車両が同一であることから、職員が運転に慣れて、事故の軽減につながる可能性がある。</p>

その他の「向上した」理由として、「操作要領等の周知、熟知を図ることができる。また、長期に渡り本市の運用状況を確認できることで、保守等の質が向上する。」や「契約業者が施設の構造や運営の趣旨を把握しているため、警備機器の設定変更等を依頼する際にスムーズに話を進めることができる。」等の回答もありました。

(6) 業務の品質の確保について

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
工夫していることがある	38	12	50
特になし	131	53	184
合計	169	65	234

業務の品質の確保については、第1号、第2号ともに「工夫していることがあ

る」よりも「特になし」の回答が多くなっています。

長期継続契約とすることで、業務への習熟度が高まり、円滑な業務運営が期待できる一方、契約期間が長期に渡るため、仕様書に基づき適切に業務を履行しているかどうかの確認が求められます。品質確保のための工夫を行っている案件を参考に、より良い取組については組織全体で共有する方策を検討する必要があると考えます。

[品質確保のための工夫]

(ネットワーク関連運用業務委託)

月次報告の場を設け、業務報告や問題点の検討を行っている。

(職員身分証カードプリンター借上げ)

コールセンター等の保守窓口を設け、問題点などの検討、改善を図っている。

(和舟艇庫警備委託)

施設管理者に対し、使用方法についてレクチャーを行うとともに受託者との連絡調整を密に行うことで、適正な施設管理を行っている。

(防犯カメラ賃貸借)

防犯カメラの故障について、月に1回点検日を設け、全てのカメラを点検している。

(水防用携帯電話端末による通信役務の提供)

携帯電話端末の水防活動への活用方法について、課内で検証を行い、また、他課・他部局の職員向けに操作方法等に関する研修を実施している。

(水道設備管理システム機器借上げ)

水道設備管理システムの運用上起こる事象について、受注者との連絡を密にし、システムの改善を図っている。

(図書館電算システム保守点検業務委託)

受託者との打ち合わせの場を設け、問題点などの検討、改善を図っている。また、事業者の馴合いを許すことなく仕様に基づく厳格な業務管理に努めている。

(7) 長期継続契約のメリット・デメリットの有無

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
メリットあり	116	39	155
デメリットあり	22	2	24
特になし	43	25	68
合計	181	66	247

(一部重複回答あり)

長期継続契約に基づいて事務を遂行するにあたり、メリット・デメリットの有無について調査をしたところ、第1号、第2号ともにメリットありの回答が多く挙げられましたが、契約が長期に渡ることへのデメリットについても回答がありました。それぞれの意見については次のとおりです。

[主な内容]

メリット
<p>(ホームページ維持管理システム借上げ)</p> <p>複数年同一システムを使用することで、ホームページの安定管理が可能。</p> <p>(ネットワーク関連運用業務委託)</p> <p>2年目以降の契約事務負担が軽減される。毎年、1年の随意契約を繰り返す場合であっても、機器を用意してもらっている場合などは安易に契約解除はできないことから、長期継続契約の方が透明性が高い。</p> <p>(西町第2児童クラブ等警備業務委託)</p> <p>契約業者が頻繁に変わらないことから、警備の解除キーの管理が煩雑にならずに済む。また、警備機器の設置工事を頻繁に行う必要がないことから、施設の損傷を最小限に抑えることができる。</p> <p>(公用車（交通安全指導車）借上げ)</p> <p>車両購入に比べ、長期の年数を提示することで、月々の借上料の低減が見込まれる。</p> <p>業者によるメンテナンスを行うため、事務負担の軽減が図られる。</p> <p>(浄配水場内警備保障業務委託)</p> <p>契約期間中、警備装置の保守管理や異常発生時の迅速な対応などにおいて、安定した業務の提供を受けることができる。</p>
デメリット
<p>(市民活動センター印刷機借上げ)</p> <p>市と請負業者の間で馴れ合いが生じ、緊張感が低下する。</p> <p>(公用車借上げ)</p> <p>作業を依頼する先が決まっているため、休業日などの場合は対応が遅れてしまうことがある。</p> <p>(EB用パソコン関連機器借上げ)</p> <p>複数年にわたり同じ機器を使用するため、機器のスパック、バージョンが古くなる。</p> <p>(浄配水場内警備保障業務委託)</p> <p>長期継続契約により契約の更新が5年毎となることから、担当間の情報共有やノウハウ等を引き継いでいく必要がある。</p>

なお、デメリットとして挙げられている「担当間の情報共有やノウハウ等の引継ぎ」という意見については、人事異動等により次回の契約更新時までには当該事務の経験者が全て入れ替わるという事態も十分に起こり得ることであり、長期継続契約における共通の課題として認識されているところです。各所属において業務の引継ぎに関し万全を期す必要があると考えます。

(8) その他課題等

(草加市統計業務システム用地図データ賃貸借)
契約期間中に大幅な変更があった場合の対応。

(公用車借上げ)
車輛等10年近く使用できるものについて契約期間の延伸を単年度ごとの契約でしかできないこと。

【調査対象②】

「草加市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」第2条の対象となる契約のうち、平成31年度に年間契約を締結し、翌年度以降にわたり物品の借入れ又は役務の提供を受ける必要があるもの

(1) 部局室別契約件数

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
市長室	0	3	3
総合政策部	2	7	9
総務部	0	1	1
自治文化部	0	0	0
健康福祉部	1	0	1
子ども未来部	1	5	6
市民生活部	0	2	2
都市整備部	1	1	2
建設部	3	8	11
上下水道部	0	16	16
会計課	0	0	0
市立病院	0	0	0
議会事務局	0	0	0
教育総務部	6	17	23
合計	14	60	74

今回の監査対象となる全部局のうち、平成31年度に年間契約を締結し、翌年度以降にわたり物品の借入れ又は役務の提供を受ける必要がある契約件数は表のとおりです。

条例第1号の「物品の借入れ」に係る件数が14件、第2号の「役務の提供」

に係る件数が60件で合計74件となっています。契約件数は、教育総務部が23件で最も多く、続いて上下水道部が16件、建設部が11件となっています。

(2) 長期継続契約としない理由について

(単位：件)

理 由	合計
長期継続契約を検討中	9
長期継続契約に該当すると認識していなかったため	6
契約方法を変更することで、事務量が増えるため	1
特になし	9
その他	49
	74

その他の回答が最も多く、その理由については次のとおりです。

[その他の主な理由]

長期継続契約としない理由
<p>(電話・放送設備機器等借上げ)</p> <p>新庁舎完成時に設備の大規模な更新が予定されていることから、予定期間を超えている現行設備の借上げを単年度契約として、毎年内容の見直し(不具合機器の変更等)を図る必要があるため。</p> <p>(生体情報モニタ借上げ)</p> <p>当初は長期継続契約としていたが、契約期間満了後、当該機器が操作性・機能性に優れているため、1年毎の再リース契約としているため。</p> <p>(電子計算処理業務委託)</p> <p>制度改正等により、システムの運用、保守に係る費用が年によって変動するおそれがあることから、長期継続契約に適さないため。</p> <p>(庁舎内ネットワーク・パソコン等ソフトウェア業務委託)</p> <p>委託内容の見直しと精査を毎年度行っているため。</p> <p>(清掃業務委託)</p> <p>本件委託料の大半を占める人件費が最低賃金の見直しに伴って毎年度変動することから、長期継続契約の締結は困難であるため。</p> <p>(エレベーター保守点検業務委託)</p> <p>老朽化に伴う故障が増えており、設備の大規模な修繕や全面的な更新も考慮せざるを得ないことから、長期継続契約に係る仕様の作成が困難であるため。</p>

(3) 平成30年度と平成31年度の受託者について

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
同じ受託者	13	57	70
異なる受託者	1	3	4
合計	14	60	74

(4) (3)で同じ受託者の場合の契約方法について

(単位：件)

	1号 物品の借入れ	2号 役務の提供	合計
一般競争入札	0	0	0
一業者選定契約	12	30	42
その他	1	27	28
合計	13	57	70

(5) 異なる受託者の場合のデメリットについて

(3)、(4)の回答で前年度と同じ受託者かつ一業者選定契約の契約が多いことから、異なる受託者となった場合のデメリットを調査しました。

[異なる受託者となった場合のデメリット]

(電子計算処理業務に係る委託契約)

非常に大規模であり、住民サービスに直結する基幹業務システムに関する委託であるため、業者を変更するには、数年間の準備期間を要する。

(空調機保守点検業務委託)

機器の安定稼働に問題が生じる。

(企業会計システム情報処理等業務委託)

システムの安定稼働やセキュリティに問題が生じる。

(夜間休日窓口業務委託)

受託者が変わってしまうと、草加市の水道業務について、新たに業務知識を受託者に構築してもらう必要があり、また、料金・検針業務受託者との連携が取りづらくなる。

(管理業務委託)

4月1日から翌年の3月31日まで毎日施設の貸出等の管理業務を委託しているため、受託者が変わると施設管理に支障が出る。

9 監査結果

長期継続契約の運用状況等については、書面調査の結果を基に、関係書類の照合及び聴取を行った結果、おおむね適正に執行されているものと認められました。